

審 判 規 程

第1章 審判規則

- 第1条 審判員は、準備委員会で選出された公認審判員に限る。
- 第2条 審判員の編成は、審判長、主審及び副審4名（計6名）とする。
- 第3条 競技の勝負判定は、当該審判員に限る。
- 第4条 主審は、勝負判定に当たって、いかなる場合も東西いずれか、勝者方を上肢で指し示し、「勝負あつた」と発声するものとする。
- 第5条 一度「勝名乗り」を上げて判定を下した後は、異議又は疑義の申立てをすることができない。ただし、審判員の協議結果と異なる選手に「勝名乗り」を上げた場合その他明らかに主審の勘違い又は間違いと認められるときは、この限りでない。
- 第6条 審判長又は副審が主審の勝負判定に対して異議又は疑義がある場合においては、協議を行ふものとする。
- 2 異義又は疑義の申立ては、主審の勝負判定後、直ちに右手を挙手して行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、準備委員会の決定により、主審の勝負判定に対する意思表示を紅白旗で行うことができる。この場合において、主審と同意の場合は白旗、異議又は疑義のある場合は赤旗を示すものとする。
 - 4 副審は、見えにくい位置において勝負が決定した場合等正当な理由がある場合は、協議に際し棄権することができる。
 - 5 協議は、原則として審判員（主審を除く。）の多数決で決する。
 - 6 審判長は、協議に際し最終的に判定を裁定するものとする。
 - 7 協議後の「勝名乗り」は、各審判員が所定の位置についてから行う。
- 第7条 勝負判定については、この規程に別段の定めがある場合を除き、次の各号に該当する場合、当該選手を勝ちとする。
- (1) 相手選手を先に勝負俵の外に出した場合
 - (2) 相手選手の足の裏以外の一部を先に土俵につけた場合
- 第8条 「かばい手」及び「送り足」は、負けとならない。
- 2 「まわし」の「折込み」が土俵についた場合は、負けとならない。
 - 3 投げ技等により勝負が決定したときにおいて、技を掛けた選手の爪先が返り、土俵についた場合は、負けとならない。
- 第9条 次の各号に該当する場合は、審判員の協議により当該選手を負けとする。
- (1) 負傷等により、競技続行が不可能と判定された場合
 - (2) 禁手を用いた場合又は用いたと判定された場合
 - (3) 選手が勝手に競技を中止した場合

(4) 審判員が故意に立たないと認めた場合

(5) 審判員の指示に従わない場合

第10条 禁手とは、次の各号のことをいう。

(1) 拳で殴ること。

(2) 胸部、腹部等を蹴ること。

(3) 目、水月等の急所を、拳又は指で突くこと。

(4) 頭髪をつかむこと。

(5) 咽喉をつかむこと。

(6) 「前ぶくろ」(前立褲)をつかむこと又は横から指を入れて引くこと。

(7) 2回以上故意に着衣(競技会規程第38条第1項に規定する「アンダーパンツ」及び同条第2項に規定する「レオタード」等をいう。以下同じ。)をつかむこと。

(8) 一指又は二指を折り返すこと。

(9) 噛むこと。

2 禁手が用いられたときは、主審は、直ちに競技を中止させなければならない。

3 小学校又は中学校(児童・生徒)の競技会においては、危険防止のため、別に補則で定めるところにより、禁じ技等を設ける。

第11条 「張り手」が用いられたときは、審判員が協議の上、次の各号により処置する。

(1) 全審判員(協議に際し棄権した審判員を除く。)が故意に用いたと判定した場合は、負けとする。

(2) 審判員のうち故意によるものでないと判定した者がいる場合は、「取直し」とする。

(3) 前号の規定により「取直し」となった勝負において、同一選手が再度用いた場合は、故意、過失にかかわらず負けとする。

2 「張り手」が用いられたときは、主審は、直ちに競技を中止させなければならない。

3 「張り手」とは、選手本人の肩幅の外側から相手の顔面を張ることをいう。

第12条 着衣をつかんだまま勝負が決定した場合(第10条第1項第7号に規定する禁手に該当するときを除く。)は、審判員の協議により、「取直し」とする。

第13条 競技中「まわし」の「前ぶくろ」が解けてはずれた場合は、負けとする。

第14条 放送委員から2回呼び出されても土俵溜に入場しない選手については、審判長は、負けとすることができます。

第15条 「立合い」は、主審の「掛声」によって立ち合わせるものとする。

2 手をつく位置は、「仕切線」の後方とする。

3 両手を瞬間的につく「立合い」は、認められない。

4 主審は、選手が「掛声」の前に立ち上がった等不適当な「立合い」が行われたと認めたときは、「待った」をかけ、「立合い」のやり直しを行う。

第16条 審判長は、主審の「掛声」にかかわらず、「立合い」の不成立を認めた場合は、直ちに右手を挙手して、競技を中止させるものとする。

- 2 前項の場合は、直ちに「立合い」のやり直しを行う。
- 3 「立合い」の成立・不成立の判断は、原則として審判長に委ねられる。ただし、副審が「立合い」の不成立を認めたときは、競技終了後、「立合い」の不成立の申立てをすることができる。この場合においては、審判員の協議により決定する。

第17条 競技開始後5分を経過しても勝負が決しない場合は、競技を中止し、直ちに「取直し」とする。ただし、女子又は小学生若しくは中学生の競技については、3分とする。

- 2 計時審判員から合図があったときは、審判長は、主審に対して競技の中止を指示する。

第18条 審判長又は副審が勝負が決定したことを確認した場合において、主審が判定せずに競技が進行したときは、次の各号に定めるところにより処置する。

- (1) 「踏越し」、「掃き手」等勝負を決定する確実な跡がある場合は、右手を拳手して勝負が決定したことを明示するものとする。
- (2) 前号の明示があった場合においては、審判長は、主審に対して競技の中止を指示し、協議により勝負の決定を確認する。
- (3) 勝負を決定する確実な跡が「蛇の目」等に確認できない場合は、競技終了後に疑義の申立てを行い、協議により決定する。

第19条 競技進行中、主審が誤って「勝負あった」と宣告した場合は、審判長又は副審の異議の申立てにより協議を行い、「取直し」とする。

第2章 審判員服務規則

第20条 審判員は、その言動が選手や一般観衆に及ぼす影響の大きいことを自覚し、判定に当たっては、公正中立を旨とし、いささかも動揺があってはならない。

第21条 審判員は、勝負判定を行うほか、選手に対する指導的役割を果たすものとする。

- 2 土俵上又は土俵溜でマナーに反する言動がなされた場合においては、審判員は、直ちに注意しなければならない。

第22条 審判員は、安全に競技ができるよう土俵の管理に留意し、必要な場合は、直ちに所要の処置を講じなければならない。

第23条 審判長は、勝負判定に関する一切の責任を負う。

第24条 主審は、両選手が土俵に上がってから競技を終えて土俵を下りるまで、その進退に関して一切の主導的立場にある。

第25条 副審は、審判長を補佐し、判定に誤りのないよう努めなければならない。

- 2 正面の副審は、計時審判を兼ねる。

第26条 審判幹事は、審判員の割当てその他審判に関する庶務一切を行う。

第27条 異議又は疑義が生じた場合は、審判員は、直ちに土俵中央で協議を行わなければならぬ。

第28条 勝負が見えにくい位置で決定し、主審の判定が確認できない副審は、疑義の申立てをす

ることができる。

第29条 異議又は疑義の申立ては、「決まり手」を明確にして、簡単明瞭にしなければならない。

第30条 協議においては、主審は、判定理由を明確に申し出て、協議上の参考にするものとする。

第31条 協議に際しては、自己の判定の正当性を主張するあまり、競技進行の妨げとなることのないようにしなければならない。

第32条 審判長は、第6条第6項の規定により裁定を下す場合においては、少数側に裁定の正当性を納得させるよう努めるものとする。

第33条 競技進行中、選手に負傷、出血等が認められた場合においては、直ちに競技を中止するとともに、医務委員（医師）の診察を受けさせなければならない。

2 前項の場合においては、審判員の協議により、以後の処置を決定する。

3 前項の協議に際しては、医務委員の診断を尊重して決定しなければならない。

第34条 主審は、選手と三者一体の気合の合致した「立合い」ができるよう努めなければならない。

第35条 競技中に「まわし」の緩み等を直すために主審が一時競技を止める場合は、細心の注意を払い、競技に影響を与えないようにしなければならない。

2 競技を再開するときは、審判長及び副審に異議がないかを確かめてから、両選手の背中に手を置き、「いいか、いいか」と声をかけ、背中を軽く打ちながら「ハッケヨイ」の「掛声」により再開する。

第36条 主審は、次の各号に規定する場合は、当該選手に対し、直ちに手を離すように指示しなければならない。ただし、指示を与えることが不可能な場合は、この限りではない。

- (1) 選手が「立てまわし」又は「折込み」をつかんだ場合
- (2) 選手が着衣をつかんだ場合（第10条第1項第7号に規定する禁手に該当するときを除く。）
- (3) 選手が包帯、サポーター等をつかんだ場合

第37条 主審は、選手が両手を「合掌」に組んだ場合は、組んだ手を離すよう指示しなければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第38条 主審の動作は、次のとおりとする。

- (1) 選手が土俵に上がり「塵淨水」（立礼の場合を含む。）を行うとき、主審は向正面徳俵の内側（以下「基本位置」という。）に位置する。
- (2) 選手が土俵中央に進むと同時に、主審は、基本位置より2歩程度前に位置する。
- (3) 両選手が「蹲居」して呼吸を調えるのを確かめ、「構えて」の「掛声」をかけ、両脚を1歩半引いて開脚する。続いて、「手をついて、待ったなし」と「掛声」をかけ、膝を軽く曲げるとともに、両腕を手の平を内側に向けて軽く伸ばし、「立合い」を促しながら、「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。
- (4) 「立合い」が不成立の場合は、再度前号に規定する動作を繰り返す。
- (5) 相手よりも早く両手をついた選手に対しては「まだよ、まだよ」と「掛声」をかけて「立

審判規程補則

この補則は、審判規程第10条第3項の規定に基づいて定めるものであり、小学校又は中学校（児童・生徒）のすべての競技会に適用される。

第1条 危険を防止するため、次の各号の技を「禁じ技」とする。

- (1) 反り技（居反り・撞木反り・掛け反り・たすき反り・外たすき反り・伝え反り）
- (2) 河津掛け
- (3) さば折り
- (4) 極め出し・極め倒し（かんぬき）

第2条 「禁じ技」が用いられた場合は、直ちに競技を中止し、「取直し」とする。

2 審判長は、「禁じ技」が用いられたと認めたときは、直ちに右手を拳手し、主審に競技の中止を指示する。

3 主審は、「禁じ技」が用いられたと認めて競技を中止した場合は、審判長の指示を受ける。

第3条 「禁じ技」で勝負が決まった場合は、審判員の協議により「取直し」とする。

第4条 同一選手が「禁じ技」を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。

第5条 危険を防止するため、次の各号の状態を、「危険な組手」とする。

- (1) 脇に入った相手の首を極めること。（抱え込む）
- (2) 後頭部を相手の腹部につけること。（突っ込む）
- (3) 鴨の入首

第6条 「危険な組手」となった場合は、直ちに競技を中止し、「取直し」とする。

2 審判長は、「危険な組手」と認めたときは、直ちに右手を拳手し、主審に競技の中止を指示する。

3 主審は、「危険な組手」と認めて競技を中止した場合は、審判長の指示を受ける。

第7条 同一選手が「危険な組手」（鴨の入首を除く。）を二度用いた場合は、審判員の協議により負けとする。

附 則

この補則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この補則は、平成20年4月1日から施行する。

「合い」を抑え、他方に対しては「手について、手について」と「掛声」をかけて両手をつくるように指示し、選手双方が両手をついた後「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。

(6) 両選手が立ち上がってからは、「のこった」又は「ハッケヨイ」の「掛声」をかける。この場合において「のこった」は技を掛けているときに用い、「ハッケヨイ」は両選手が動かないときに用いる。

(7) 勝負の決定と同時に「勝負あった」と発声し、上肢で東西いずれか、勝者方を指し示す。

(8) 「勝名乗り」を上げる場合は、基本位置に戻り、「礼」の号令によって両選手に「立礼」をさせた後、勝者に対して上肢を向け「東（西）の勝ち」と発声する。

第39条 主審は、競技中、「勝負俵」及び「蛇の目」を踏まないように留意しなければならないとともに、正面に背中を向けないように努めなければならない。

第40条 主審は、選手の動きの妨げにならないよう、動作を機敏にしなければならない。

第41条 主審は、判定しやすい位置、体勢及び角度をとるよう努めなければならない。

第42条 主審は、団体戦の競技開始前及び終了後、基本位置において東西の選手を整列させ、「礼」の号令により立礼させる。

第43条 審判員は、入退場に際し土俵溜の位置に整列し、主審の号令により立礼しなければならない。

第44条 審判員の交代は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 現審判員は、各審判員席で主審の号令で立礼し、土俵溜の所定の位置に移動して整列する。

(2) 次回審判員は、土俵溜の所定の位置に整列して前号の主審の号令で立礼し、各審判員席に移動する。

(3) 前2号の規定により移動した後、次回主審の号令で立礼し、交代を終了する。

(4) 第1号及び前号の主審の号令は、基本位置で行う。

第45条 審判員として不適格と認められる者があるときは、審判長の具申により競技委員長が処理する。

第3章 審判規程の改正

第46条 審判規程の改正は、本連盟の競技委員会の審議を経て理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月15日から施行する。